

妙高市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和3年6月30日

妙高市監査委員 和泉 昭夫

妙高市監査委員 横尾 祐子

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 【公の施設の指定管理者】
社会福祉法人 新井頸南福祉会、福祉介護課
（令和元年度 妙高市高齢者生活福祉センター 妙高の里の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む）
- 3 監査の着眼点（評価項目） 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和3年3月1日 ～ 令和3年6月29日
- 6 監査の日程
（1）書類審査 令和3年3月25日～令和3年4月28日
（2）事情聴取 令和3年5月28日
- 7 監査の結果
公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

【妙高市高齢者生活福祉センター 妙高の里】

- ① 指定管理者として指定する期間は平成29年4月1日から令和3年3月31日までである。
- ② 主に市からの指定管理料と利用料収入などにより管理運営している。
- ③ 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・センターの利用及びその制限等に関する業務
- ・センターの利用料金の徴収等に関する業務
- ・センターの管理運営に関する業務
- ・センター及び附属設備の維持管理に関する業務 他

なお、基本協定書では、次の業務は市の責任と費用において実施することとしている。

- ・居住部門の入居費等の徴収業務
- ・居住部門の入所判定の可否に関すること 他

- ④ 施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字葎生531番地1
建物概要	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階建て 敷地面積:1,940.51㎡、建築面積:680.94㎡、延床面積:1,230.10㎡
施設概要	地下：ピロティ駐車場、機械室、更衣室、洗濯室 等 1階（通所部門）：デイサービスセンター 2階（居住部門）：居室10部屋、宿直室

※上記の施設概要は当該施設に係る「妙高市高齢者生活福祉センター妙高の里の管理に関する基本協定書」より転記。